

## アーカイブズ研究活動報告

### (平成三十年五月二十五日) 第八回(通算第十七回)勉強会

#### 第二期勉強会開催報告

**第七回(通算第十六回)勉強会  
(平成三十年三月十四日)**

前回記録の確認の後、第二期調査・研究の進行報告として、中央図書館調査の報告（桑原玉市著『大東亞皇化の理念』昭和十七年刊）、校史関係学外史資料調査の報告（世耕弘一先生の山岡萬之助先生宛書簡二通の内容とその校史的意義）、追手門学院大学学院志研究室への訪問調査（平成三十年三月五日）報告、全国大学史資料協議会西日本部会二〇一七年年度第四回研究会（平成二十九年十二月五日、京都府立京都学・歴彩館）参加報告などが行われた。また、本プロジェクトの第二期の期間変更についての提案があり、次回検討されることになった。

建学史料室研究員 富岡 勝

富岡研究員から、同研究員による記録管理学会（五月十八日）講演の報告がなされた。次いで、今後のアーカイブズ活動について意見交換がなされ、第二期を平成三十一年三月三十日までとすることなどが確認された。その後、荒木研究員から、新発見の校史関係史資料の報告があつた。その他、本広報誌二十六号の刊行スケジュールに関するアナウンスがあつた。また、退職教授所有の卒業アルバムを中心とした史資料の移管報告と保存について相談があり、今後、保管場所を検討し、整理・保存を進めることになった。

（短期大学部教授  
建学史料室研究員 田窪 直規）

### (平成三十年六月二十九日) 第九回(通算第十八回)勉強会

#### 現況調査報告

##### 校史関係の学外史資料調査①

世耕弘一先生が山岡萬之助先生に宛て昭和十九年六月に発信された書簡を、学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵の「山岡萬之助関係文書」に於いて発見した。即ち、そこに「F-1-90」と及び「F-1-91」として整理・収録されている史料であり、自校史研究上重要な意義を持つ事が判明した。

「F-1-90」は封筒のみとされ、その裏面には発信者「世耕弘一」の自署、発信日付「昭和19年6月22日」が有る。「F-1-91」は発信者「世耕弘一」の自署、発信日付「昭和19年6月26日」の封筒、便箋に記された通信文（日付なし）三枚、公文書（大阪師團參謀長）から「大阪專門學校長」への昭和十九年六月二十二日付の「學校服務命課ノ件通牒」の「寫」と便箋に記された通信文（「六月廿六日」付）一枚から成る。

建学史料室研究員 荒木 康彦

に関する一次史料）に関する報告がなされた。さらに、学内研究会の実施計画並びに学外アーカイブズ訪問調査計画の検討を行い、本広報誌二十六号の編集状況が報告された。最後に、次回勉強会の日程と内容の調整、第二期報告書の締切や構成に関する連絡があつた。

（九州短期大学教授

建学史料室研究員 三木 一司）

通信文は「昭和19年6月26日」当時の大阪専門學校の情勢を詳しく伝えしており、その中で特に注目されるのは、引き揚げられたいた「配属將校」が同月末に同校に再派遣される事も解明出来た。便箋三枚から成る上、「史料批判」（Quellenkritik）を為した結果、便箋に記された通信文の封筒に封入されたものであり、公文書の「寫」と便箋に記された通信文（「六月廿六日」付）一枚が「F-1-90」と「F-1-91」の封筒に封入されたものである事も解明出来た。

難解な二点の通信文を解読した上、「史料批判」（Quellenkritik）を為した結果、便箋に記された通信文の封筒に封入されたものであり、公文書の「寫」と便箋に記された通信文（「六月廿六日」付）一枚が「F-1-90」と「F-1-91」の封筒に封入されたものである事も解明出来た。

（近畿大学名譽教授

大阪専門學校校長・大阪理工科大學學長等を務めた小野村胤敏先生の「遺功表」、即ち「法学博士小野村胤敏君 遺功表」を小野村家墓所に於いて見出したので、御令孫の許可を頂いて調査した。小野村家の墓所は大阪市設南靈園（大阪市阿倍野区）に存在する。第一回調査は平成三十一年四月十日に、第二回調査は同年同月二十六日に実施した。

先ず、外的状況であるが、墓所の中央部に「小野村家之奥城」と刻された墓石が、その手前の左右に石灯籠が安置されており、墓石の向かって右側にやや斜めに靈標が、墓石の向かって左側にやや斜めに当該「遺功表」の碑が建立されており、最大高二三八センチ・最大幅九八センチの自然石の板状割石が用いられ、研磨された「表面」には下掲の如く「法学博士小野村胤敏君 遺功表」と六五八文字の碑文が刻され、未研磨の「裏面」には下掲の如く「昭和三十二年二月二十六日建之 小野村博士遺功顯彰会」及び世耕弘一先生を筆頭とする十五名の姓名が刻されている。

阪根 加藤 河合 岩谷 福岡 堀川 佐山 大月 福山 谷田 俊郎 長次郎 良三 良三 郎伸 藏郎 雄房 口野 定亮

世耕 弘一 塩川 正三 石井 寿一 山口 定亮

昭和三十二年二月二十六日建之  
小野村博士遺功顯彰会

法学博士小野村胤敏君  
遺功表  
寶となすに足る忝知小野村胤敏君の如きは當に其の人なる哉  
父胤信大人皇學の大家として夙に令聞あり別格官幣社湊川神社に宮司たり明治廿一年九月君は大人の二男として福井縣に生る天性勇敢俊敏若冠を以て在野法曹界に立ち明察果斷能く付託の任務を遂行して令名を馳す其の間獨逸國に留學して其學の蘊奥を極め昭和十二年法學博士の學位を授けられる庭訓を奉じて敬神尊皇の念厚く率先範を垂るしかのみならず教育報國の理念に富む昭和十年日本大學專門學校長並びに財團理事の任を嘱せらるるや其の向上發展に心血を濶ぐ偶々時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工學校更に全十四年日本工業學校を創設し技術者の育成に努む全十五年大阪專門學校に理学科を併設す時恰も国民の総力を結集すべき秋に際會せるを以て君は勇猛邁進して學園の發展と後進の指導誘掖に只管力を効す赤誠は遂に凝結して昭和十七年大阪理工科大學の開學を見るに至れり君は推されて初代學長に就任し財團理事長を兼ねて經營の責に任ず斯くて愈々其の基礎を鞏固にしてこれが興隆發展の為に寝食を安んずる暇なかりき而して始終不二邦家の爲貢獻せる功績は世人の景仰欽慕措く能はざりしに二豎の侵す處となり療養到らざるなしと雖も藥石功を奏せず昭和廿二年二月廿六日遂に帰幽す享年五十有一嗚呼悲しい哉茲に十年祭の忌辰を迎ふるに當り法曹界並に學園の有志胥団り且つ嗣子資文君の賛を得て君が功績の梗概を勒すること斯くの如し

石田文次郎（一八七二—一九七九）は、東北帝國大學法文學部教授・京都帝國大學法文學部教授等を務め、昭和二十一年に弁護士登録した。京都帝國大學出身の小野村資文先生は、石田の構築に列されたのであるか（中川一郎編『石田文次郎先生古稀記念論文集』（石田先生古稀記念論文集刊行会 昭和三十七年）に小野村資文先生の論文も収録されている）。

本間寛平は、特に細字得意としたのがよく知られた書家であり（昭和十一年五月二日付『讀賣新聞』夕刊第四面掲載記事「毛筆細字名人」）、小野村家の人士である事が判明したが、その経歴は不詳である。

碑文の要旨は、次のように纏める事が出来る。

- (1) 父の小野村胤信大人は皇學の泰斗として知られ、「別格官幣社湊川神社」で「宮司」を務めた。
- (2) 小野村胤敏先生は「明治廿九年」に同大人の二男として「福井縣」で出生した。
- (3) 小野村胤敏先生は「若冠を以

石田文次郎であり、この文を書いたのが本間寛平と解される。  
この「遺功表」の「表面」の碑文は近世の墓誌の様式の流れを汲るものとなっているが、但し漢文そのものではなくて、その書き下し文となっている。

石田文次郎（一八七二—一九七九）は、東北帝國大學法文學部教授・京都帝國大學法文學部教授等を務め、昭和二十一年に弁護士登録した。京都帝國大學出身の小野村資文先生は、石田の構築に列されたのであるか（中川一郎編『石田文次郎先生古稀記念論文集』（石田先生古稀記念論文集刊行会 昭和三十七年）に小野村資文先生の論文も収録されている）。

本間寛平は、特に細字得意としたのがよく知られた書家であり（昭和十一年五月二日付『讀賣新聞』夕刊第四面掲載記事「毛筆細字名人」）、小野村家の人士である事が判明したが、その経歴は不詳である。

- て在野法曹界に立つて、「令名を馳せた。
- (4) 小野村胤敏先生は「独逸國に留學して其學の蘊奥を極め」た。
- (5) 小野村胤敏先生は「昭和十二年法學博士の學位を受けられた」。
- (6) 小野村胤敏先生は「昭和十年日本大學專門學校長並びに財團理事の任を嘱せら」れた。
- (7) 小野村胤敏先生は「時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工學校更に全十四年日本工業學校を創設し」た。
- (8) 小野村胤敏先生は昭和「十五年大阪專門學校に理学科を併設」した。
- (9) 小野村胤敏先生は「昭和十七年大阪理工科大學」の開闢を実現され、「初代學長に就任し財團理事長を兼ねて經營の責に任ず」。
- (10) 小野村胤敏先生は「二豎の侵す処となり療養到らざるなしと雖も薬石功を奏せず」つまり病に侵され療養が行き届かなかつた訳ではなかつたが、薬や治療法の効果もなく「昭和廿二年二月廿六日遂に帰幽」した。
- (11) 小野村胤敏先生没後の十年目に先生の業績を、「法曹界並に學園の有志」が相談し、「嗣子」小野村資文先生の贊意を得て、刻んだ。
- この(2)から(10)の小野村胤敏先生の略歴を、既に採取済みの「可信性」(Glaubwürdigkeit)の高い史料を用いて、史料批判(Quellenkritik)を為した結果、(9)の「大阪理工科大學」の開闢は「昭和十七年」(昭和十八年が正しい)となつてゐるのを除け

ば、概ね客観的で正確なものである事が判明した。そして、この「遺功表」では小野村胤敏先生の教育上の功績は、「教育報國」の理念の元での「工業教育」の充実であったとされており、この点は刮目に値する。

「裏面」に刻まれた「小野村博士遺功顯彰会」の人士の内で、世耕弘一先生始め、山口定亮、野口房雄、河合常三郎、加藤光雄の諸氏は、「学園」関係、即ち近畿大学の関係者であり、石井寿一氏は近畿大学出身者である。横田長次郎、山根滝藏、大月伸、福岡彰郎(四者は孰れも関西大学出身者)の諸氏は「法曹界」関係であり、谷田俊二郎氏は関西大学施市長で、堀川佐一郎、福山良三、阪根実の三氏の経歴は不詳である。

「小野村博士遺功顯彰会」の構成員の経歴を今後尚詳しく解明していくならば、これらの人士と小野村胤敏先生との関係が明らかになり、先生に依る大阪專門學校の拡充の過程が尚一層重層的且つ精緻に把握出来るであろう。

(近畿大学名譽教授 建学史料室研究員 荒木 康彦)

「私立學校認可ノ件」は、「裁決定3月12日」、「三月十二日發送済」とされ、次の四点の認可「案」(いずれも日付無し)が収録されている。

「案二」は設立者「平沼駿一郎」宛の本學前身の專門學校設立の認可「案」、「案二」は同專門學校の「設置及び「開校」に関する「文部省告示」の「案」、「案三」は大阪府知事宛の「案」、「案四」は設立者「平沼駿一郎」宛の同專門學校の「設立」認可の旨を設立者へ「依命通牒」の「案」、「案四」は設立者「平沼駿一郎」宛の同專門學校校長人事の認可、「案」である。

右記の「案四」に依る同專門學校校長人事の認可は、設立者「平沼駿一郎」よりの「文部大臣岡田良平」宛の、大正十四年二月二十三日付け「校長認可願」に対応するものであり、注目すべきは、そこには初代校長(在職一九二五—一九二八・九)の「市村光恵」先生の履歴書(自署・捺印有り)が添付されており、例批評第一卷(有斐閣 大正十三年)が所蔵されている。

以上から、本學の前身の専門學校の初代から第三代校長までは京都帝國大學法學部教授であつた人土が就任した事が分かる。だが、その後は、日本大學出身、日本大學主事であつた第四代校長榎原坤作先生(在職一九三三・九—一九三六・十一)を経て、関西大學専門部出身の小野村胤敏先生が第五代校長(在職一九三六・十一—一九四三・八、一九三四・七以来校長代理)に就任したのである。

この様な校長人事も、昭和八(一九三三)年一九年頃に、前身の専門學校がその歴史の軌道上の輾轍ポイ

校の第二代校長(在職一九二九・三一—一九三一・十一)となつた事は重要である。しかも、更に刮目すべきは、本學中央圖書館には森口先生の代表的著作『選舉制度論』(日本評論社昭和六年)が三冊(その内の二冊は「寄贈」)も所蔵されている事であり、そこから本書が同專門學校で教材・参考書として用いられていたとも想われる。『近畿大學創立65年の歩み』所収の「學校法人近畿大學沿革」によれば、同專門學校第三代校長は菅原眷二(在職一九三一・十一—一九三三・九)先生であり、「京都大學教員データベース」に依れば、菅原先生は専門が民法學、京都帝國大學出身の法學博士、京都帝國大學法學部教授であつた人士であり、本學中央圖書館にはその著書『民法判例批評』第一卷(有斐閣 大正十三年)が所蔵されている。

以上から、本學の前身の専門學校の初代から第三代校長までは京都帝國大學法學部教授であつた人士が就任した事が分かる。だが、その後は、日本大學出身、日本大學主事であつた第四代校長榎原坤作先生(在職一九三三・九—一九三六・十一)を経て、関西大學専門部出身の小野村胤敏先生が第五代校長(在職一九三六・十一—一九四三・八、一九三四・七以来校長代理)に就任したのである。

この様な校長人事も、昭和八(一九三三)年一九年頃に、前身の専門學校がその歴史の軌道上の輾轍ポイ

国立公文書館所蔵『大阪專門學校 第5の1冊』の簿冊の第一文書の末尾収録の大正十四年二月十二日「記入」「文部省 大專111号」

ントに差し掛かった事が反映している。『大阪専門学校 大阪 第5の1冊』の簿冊の第四文書に収録されている史料から、昭和八年には「商科第二部（夜間部）の入学志願者少數の爲本年度ニ限り生徒募集ヲ中止」している事、「昭和九年度」は「當校第二部」「商科」では「入學志願者數極メテ尠ク」「新入學者ヲ募集致サズ候」事が分るからである。昭和五（一九三〇）年に起こつた所謂「昭和恐慌」の後の不況の影響がこの様な形で同専門學校に及んでいたとも言えよう。斯かる状況下で小野村胤敏先生が校長代理（一九三四・七）、更に校長（一九三六・十二）に選任された経緯、そしてその職に在った時に成し遂げた業績について、徹底して実証的に考察しておく必要があろう。

小野村胤敏先生に関する研究の文献の中でも、最も詳細なものとして、塚口義信（関大二高・一中教諭）「関大を彩る人々10 小野村胤敏（上）・（中）・（下）」（関西大学校友会新聞『関大』二二八一・二三〇号）昭和五十年）を挙げる事が出来る。「小野村胤敏（下）」（関西大学校友会新聞『関大』二二八一・二三〇号）の関係個所は、大略次の通りである。「校長の榊原作」は、専門學校の「經營狀態も悪化の一途を辿つていた」中で「病にたおれ」、日本大學は「小野村を抜擢した」のであり、「昭和九年七月、彼は校長代理（および理事代理）に就任し学園の再建に取りかかった」。

だが、その後の九月二十一日の室戸台風で専門學校の建物は被害を受けたが、「半年足らずの間に学園を復旧せしめ」、更に「山口定亮氏の近畿相互銀行）の金沢盛治社長と面談し、学園復興資金の三十万円を借り受けることに成功し、「鉄筋コンクリート三階建」の「校舎を新築しえたのを始め（昭和十三年完成）」、「ほぼ数年間で学園発展の基礎を固めることができた」。「やがて、昭和十一年十一月、彼はわずか三十九歳の若さで正式に理事兼第五代校長に就任した」。

塚口義信氏が右掲の論考で小野村胤敏先生の校長代理時代や校長就任に関して踏み込んだ記述をしている事から、関西大学年史編纂室にその関係史資料が所蔵されている可能性が有ると判断して、調査した結果、次の様な小野村胤敏先生に関する三点のファイルを見出す事が出来た。

- (1)「小野村胤敏個人ファイル」
- (2)「小野村胤敏氏関係日本大学（大阪）専門学校 1」
- (3)「小野村胤敏氏関係日本大学（大阪）専門学校 2」

ここで特段に刮目すべきは、小野村胤敏先生が前身の専門學校校長に就任したことを報じる新聞記事が数点(2)に収録されている事である。例えば、昭和十年十二月十五日付『教育タイムス』掲載記事「策動付『教育タイムス』」明治三十年九月十二日生

校長代理就任の時期は、(2)のファイル収録の昭和十年十二月十五日付「教育タイムス」掲載記事「策動付『教育タイムス』」明治三十年九月十二日生

大正六年七月 関西大學法律科卒業  
大正七年十二月 番護士試験首席合格  
昭和十年十一月 日本大學大阪専門學校長就任  
昭和十二年七月 法學博士ノ學位授與  
昭和十五年財團法人大阪專門學院理事長就任

「昭和九年七月、日本大學理事代理、校長代理 昭和十年十一月、日本大學前校長病臥に依り校長代理、理事代理に衆望を担つて就任した小野村胤敏氏は去月二十五日付を以て文部省より第五代日本大學専門學校長たることの認可を得たので同校に於て五、六日に亘つて盛大な就任式並に披露宴を挙行した。」と報じられていてことから、昭和九年七月と分かるだけではなくて、文部省から校長就任の認可を受けた年月日が昭和十年十一月二十五日であった事も判明した。更に、この記事の末尾に掲載されて日大専門校長決まる 少壯、小野村氏に榮冠」、昭和十年十二月十三日付『教育タイムス』掲載記事「策動付『教育タイムス』」明治三十年九月十二日生

国立公文書館所蔵『大阪専門学校 大阪 第5の1冊』の第五文書は「日本大學専門學校校舍増築認可」に関する文書群である。当時の同校「設立者」の「山岡萬之助」より「文部大臣鳩山一郎」に宛てた昭和八年十月十九日付の「當校校舍増築」の認可の「御願」が出されており、「増築理由」は「既存校舍ニテハ狹隘ヲ感スルト同時ニ既存校舍ハ木造ナルヲ以テ不燃質ノ校舎ヲ必要トスルヲ以テナリ」とされる。

ここで刮目すべきは、次の様な内容の小野村胤敏先生からの「昭和八年拾月貳拾四日」付「寄附申込書(写)」が添附されている事である。それは、「金貳萬圓也」を「日本大學専門學校校舍建築資金」として「昭和九年ヨリ昭和拾貳年ニ於テ毎年金五千圓宛拂込寄附致候也」となつてある。

このように「御願」が冒頭に有り、「今般當校校舍増築致度候ニ付キ御認可相成度別紙摘要書仕様書及圖面相添此段及御願候也」とされ、「増築理由」は「本校既存ノ木造平建大講堂及ヒ木造平建校舍各壹棟ハ昭和九年九月貳拾壹日ノ関西大暴風水害ニ於ケル被害建物ニシテ之力復興事業トシテ鐵筋コンクリート造ニヨル本増築ヲ必要トスルモノナリ(参考寫眞一葉添附)」とされている。そして、ここで注目に値するのは、左掲の如き「借入金明細」が添附されている事である。

以上から、小野村胤敏先生の専門學校への財政的貢献は、「日本大學專門學校校舍建築資金」として昭和八年拾月貳拾四日に申込まれたところの、昭和九年から昭和十二年までの毎年「五千圓」の合計「貳萬圓」に宛てた昭和十二年十一月四日付の「御願」が冒頭に有り、「今般當校校舍増築致度候ニ付キ御認可相成度別紙摘要書仕様書及圖面相添此段及御願候也」とされ、「増築理由」は「本校既存ノ木造平建大講堂及ヒ木造平建校舍各壹棟ハ昭和九年九月貳拾壹日ノ関西大暴風水害ニ於ケル被害建物ニシテ之力復興事業トシテ鐵筋コンクリート造ニヨル本増築ヲ必要トスルモノナリ(参考寫眞一葉添附)」とされている。そして、ここで注目に値するのは、左掲の如き「借入金明細」が添附されている事である。

### 借 入 金 明 細

一、金額	金五萬圓也
一、借主	大阪府北河内郡交野村 交野無盡金融株式會社
一、擔保物件	右借入金ノ擔保ハ左記擔保提供者カ右貸主會社 ニ預ケ居ル無盡積立金ヲ擔保トシテ借入ルルモノナリ。
擔保提供者	大阪市東区博勞町貳丁目六拾八番地 小野村胤敏
一、利息	百圓ニ付日歩金貳錢 毎月十日拂
一、利息支拂期	借入ノ日ヨリ向フ七ヶ年間に年賦又は月賦
(後略)	

このように「可信性(Glaubwürdigkeit)の高い一次史料を狩猟し、それらを歴史学の徹底した史料批判の範囲に通す事によつてのみ、歴史的事実の真正なる「認識」を得る事が出来るのは、今更贅言を重ねる必要もない。

(近畿大学名誉教授 建学史料室研究員 荒木 康彦)

中央図書館調査報告①  
中央図書館で、桑原玉市『大東亞皇化の理念』(発行所富士書店・配

給元 日本出版配給株式會社・昭和十七年六月十五日發行)なる図書三部を見出した。本書は著述部分一九四頁、國防科學研究協會輯錄二十五回に「大阪郊外布施市假寓」に於いて著者が記した「ことわりがき」に従えば、同協会主催の「講演の稿本」に「多少の補訂」を施した著述部分に「感銘録(拔粹)」が付されて、「國防科學研究協會より研究叢書第一輯」として刊行されたものである。CiNiiで検索すると、国内の他の大学図書館の八館で夫々一部ずつ所蔵されているが、複数の部数を所蔵する大学図書館はない。故に、本学中央図書館のみが本書を複数の部数所蔵している事が、先ず以て刮目に値する。この三部の夫々の、ここで注目される点は以下の通りである。

①裏表紙見返しに「近畿大学図書館 寄贈 47.9.11 寄20425」の楕円形スタンプが、同遊び紙に「再受入 図書」のスタンプが押されている。背表紙の上部が少し欠損し、裏表紙は外れている。

②裏表紙見返しに「近畿大学図書館」の楕円形スタンプが押されている。「46.3.5 寄16227」と書き込まれている。製本済みである。

③裏表紙見返しに「近畿大学図書館 46.3.27 104754」の楕円形スタンプが押されている。製本済みである。